

労働者死傷病報告に係る文書の送付について

労働基準行政として、労働災害の再発を防止し、同種災害の発生を未然に防ぐためには、労働災害の情報を速やかに把握する必要があります。

そのため、労働災害発生日から1か月以上経過して労働者死傷病報告の提出があった場合には、「遅延理由書」の提出を求めています。

また、同種労働災害を繰り返し発生させないためにもリスクアセスメントの実施及びリスク低減措置を講じることは重要であり、このリスクアセスメントの周知・啓発を兼ねて「改善報告書」の提出を求める場合があります。

つきましては、当署 安全衛生課より「労働者死傷病報告に係る追加報告について」と題する文書が届いた際には、同書をご確認の上、電子メールによりご報告いただきますよう、お願いいたします。

メール報告にあたりましては、下記リンクをご活用ください。

1 「改善報告書」のみを提出する場合

[mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject= \(改善報告書\) 〇〇](mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject=(改善報告書)〇〇)
(〇〇には事業場名を入力してください。)

2 「遅延理由書」のみを提出する場合

[mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject= \(遅延理由書\) 〇〇](mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject=(遅延理由書)〇〇)
(〇〇には事業場名を入力してください。)

3 「改善報告書」及び「遅延理由書」を提出する場合

[mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject= \(改善報告書・遅延理由書\) 〇〇](mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject=(改善報告書・遅延理由書)〇〇) (〇〇には事業場名を入力してください。)

和歌山労働基準監督署
安 全 衛 生 課